

誤字などの軽微な不備については、定款変更認証申請書の所轄庁到達日から 1 週間に満たない期間、補正することができます

様式第1号の3(第3条の2関係)

年 月 日

浜田市長 様

申請者 主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

申請者が個人の場合、住所氏名を住民票どおりに記載

定款変更認証申請書に記載した申請年月日

年 月 日に申請した[

補正書

補正を行う書類の名称を記載
(例)
定款、定款変更の日の属する事業年度の事業計画書

]について不備が

第25条第5項 ← 定款変更

ありましたので、特定非営利活動促進法

において準用する同

第34条第5項 ← 合併

法第10条第4項の規定により、別添のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

補正を行う箇所について、補正前と後の違いを明らかにします。「別添のとおり」として別葉に対照表を作成しても構いません。

添付書類 補正後の書類

- 備考
- 1 []には補正する書類の種類を記載すること。
 - 2 補正の内容には、変更しようとする箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

～補正ができる事項について～

補正ができる事項には限りがありますのでご注意ください。

島根県特定非営利活動促進法施行条例（抜粋）

第3条 法第10条第4項の条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のもであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。